

《会議録》

内 容： 第4回信濃川のあり方検討委員会

日 時： 平成25年7月2日（火） 15時00分～16時15分
場 所： 十日町市 車庫棟2階大会議室
出席者： 十日町商工会議所 池田専務理事
十日町農業協同組合 徳永代表理事理事長（代理出席）
十日町土地改良区 小林事務局長
川西土地改良区 数藤事務局長
中里土地改良区 吉楽事務長
中魚沼漁業協同組合 長谷川組合長
（社）十日町青年会議所 山田委員
信濃川をよみがえらせる会 山田事務局長
水沢地区振興会 保坂委員
川西地域振興会 柄沢委員
中里まちづくり協議会 吉楽委員
JR信濃川発電所業務改善事務所 佐坂所長
十日町市建設部 貴田部長
アドバイザー 大熊新潟大学名誉教授
事務局（建設課） 東技監・池田課長・桶谷・富井

1. 開 会

2. 池田委員長挨拶

3. 報告事項

(1) 委員の変更

| | | | |
|------------|--------|---|--------|
| 十日町土地改良区 | 佐藤一昭委員 | → | 小林要祐委員 |
| 十日町市建設部 | 樋口則雄委員 | → | 貴田幸吉委員 |
| 事務局 建設課 | 貴田幸吉 | → | 池田克也 |
| 信濃川清津川対策係長 | 宮澤邦元 | → | 桶谷英伸 |

(2) 第3回委員会以降の報告（次第記載のとおり）

(3) 平成24年度（3年目）試験放流の結果について（資料No.1に沿って事務局説明）

《質疑応答》

(吉楽委員：中里まちづくり協議会)

河川水質について、「BODは2月と8月を除いて」という言葉で結果が報告されているが、調査をしなかったのかどうか状況を聞きたい。

(事務局)

調査は行っている。SSもBODも、出水により川の水が攪拌されて濁りが入ると、数値が高く出ることがある。それにより環境基準を超えたと思われる。

(山田委員：信濃川をよみがえらせる会)

結果について「大きな変化はなかった」とされているが、逆に言えば小さな変化はあったという評価をしても良いのでは。具体的な細かい評価でないのが残念。誰がどんな基準で評価しているのか？

(事務局)

JR東日本の調査結果をもとに、宮中取水ダム試験放流検証委員会で検証し、信濃川中流域水環境改善検討協議会で評価している。国土交通省が事務局になっており、有識者を入れた会議である。

(大熊アドバイザー)

変化そのものがわかりにくいので大雑把な評価になっている。実際は表示されている放流量よりも多く流れているし、融雪や雨で水も増える。実質流れている流量に細かい違いがあるので、明確に判断できないことは理解していただきたい。

4. 協議事項

(1) 今後の協議の進め方について（①②を資料No.2及び3に沿って事務局説明）

(長谷川委員：中魚沼漁業協同組合)

委員会は試験放流の方向性を議論するだけではないはず。今後の信濃川の流量をどうしていくのか、専門部会で議論しなければどこで議論するのか？

(事務局)

試験放流の方向性と併せて、今後の信濃川の維持流量がどうあるべきかという議論も専門部会でお願いしたい。結論としてまとめることは難しいと思うが、市長が判断できるよう専門部会で色々な知見から意見を出してもらいたい。今後の信濃川の姿を議論することも目的とする旨、資料3に追記する。

(保坂委員：水沢地区振興会)

平成27年6月30日で水利権更新がされるが、その後の更新期間は何年になるのか。

(事務局)

更新に関しては市で判断できない。許可期限が平成27年6月30日までであるということ。JR東日本株が再度申請をすれば更新され、河川法上では水利権更新期間は20年になる。20年になるのかについては、市が判断できることではない。国がどのような形で許可を出すのかはわからないが、通常で言えば20年の申請ができることになる。

(吉楽委員：中里まちづくり協議会)

資料3の「専門部会の課題」も修正が必要である。信濃川のあり方検討委員会が開催するまでは、専門部会も継続するという理解でよいか。

(事務局)

修正する。平成27年6月30日許可期限までは専門部会を存続する必要があると考える。

(山田委員：信濃川をよみがえらせる会)

資料3の「委員会の課題」を平成27年の水利権申請を含んだ修正をし、試験放流の方向性とあわせ放流量の検討を行うことでよいか。

(事務局)

当面は、来年の5年目試験放流を集中的に議論することになる。5年目試験放流の方向性により平成27年許可期限以降を見据えて議論をさせてほしい。

(山田委員：信濃川をよみがえらせる会)

専門部会の構成について、商工会議所が検討委員会委員長としての位置づけであるが、商業及び観光での立場の位置づけも加えてほしい。アドバイザーとして大熊先生が専門部会に入っているが、十日町市として田舎体験にラフティングをメニュー化、テトラポットの撤去も実施していることから、ラフティングに詳しい方もアドバイザーとして加え、意見をもらえるようにすべきである。

(事務局)

信濃川のあり方検討委員会にはラフティング要素も含め、パワードライブ R117 庚(かのえ)さんが入っている。専門部会で議論した内容を信濃川のあり方検討委員会で報告し、その場で庚さんから利用者側からの意見をもらえればと思っている。専門部会は6団体の構成で議論したい。

(山田委員：信濃川をよみがえらせる会)

専門部会である程度の答えを出すことになるので、それでは形だけ過ぎるのではないか。ラフティングの専門家には専門部会に入ってもらいたい。

(事務局)

必要であれば招聘し意見を聞くこととする。

(長谷川委員：中魚沼漁業協同組合)

信濃川のあり方検討委員会及び専門部会の最終的な目的は、信濃川のあり方を検討しながら、平成27年水利権更新に向けての議論となる。委員に理解してほしいのは、水利権は市独自とするものではなく、河川法において利水者と水利権者が対等に協議し決めるものである。JR東日本株と利水者が同意書を交わすことも必要となる。重要な議論をする場であることを理解し積極的に発言してほしい。漁協組合員に、今後の漁業権に関して信濃川のあり方検討委員会の決定に従うことに同意を得ることが必要であり、ご理解をいただきたい。

(大熊アドバイザー)

水利権許可年限が20年と言われているが河川法で決まっているわけではない。四国四万十川のイェジ川ダムでは10年となった。宮中取水ダムは5年の許可期間となっている。許可期間は何年がよいのかについても議論すべきである。信濃川のあり方検討委員会における許可期間の提言は不可能ではない。絶対に変えられないことではない。

(事務局)

20年を申請できるということであり、許可20年ということではないということは事務局も理解しており、許可年限については庁内でも議論している。専門部会では許可年限も含めて議論してほしいと思っている。

(大熊アドバイザー)

感想として、5年はすぐ過ぎてしまう。20年は少し長い。よく議論してみたい。昔は30年であった。30年はあまりにも長いということになった。

(事務局)

施設が100年を超えた場合は許可年限が最大10年となる。宮中取水ダムは100年経過していない。

(佐坂委員：JR信濃川発電所業務改善事務所)

・信濃川のあり方検討委員会及び専門部会の委員として真摯に議論をさせてもらう。試験放流が実施される際には覚書を交わし、水利権更新には真摯に議論した上で更新させてもらうことを約束し覚書にもしたためた。その後、同意をもらい水利権許可更新がされ、5年間の試験放流を前提に5年間の許可をもらった。5年間の試験放流の検証をどうするのかは、市とJR東日本㈱で委員会を設立し、その場で議論することであったが、国から宮中取水ダム試験放流検証委員会が設立され、この場でデータに基づいた分析及び評価をすることとなった。JR東日本㈱が市とともに設立しようとしている委員会を宮中取水ダム試験放流検証委員会に置き換えることは市長の了解も得て、事務局である国の了解も得た上で行っている。信濃川のあり方検討委員会及び専門部会でJR東日本㈱の意見が通らなかった場合には、両論併記として市長に提言されるのか。河川環境の調和と水利使用の調和に向け、真摯に発言させてもらうのでよろしくお願ひしたい。

(保坂委員：水沢地区振興会)

試験放流調査結果は前年度比較となっているが、全量放流との比較による河川環境の変化とした検証が必要なのではないか。

(事務局)

平成21年が水利権取り消しによる全量放流、平成22年から試験放流が開始された。平成22年試験放流結果では、全量放流と比較し大きな変化はなかったという結論が出されている。

(保坂委員：水沢地区振興会)

全量放流した際の水面幅や水深を、試験放流調査と比較した資料が必要ではないか。

(事務局)

指標がありクリアをしているという結果である。河川の水面幅は、河川幅に対して2割以上が一般論である。どの流量でもクリアをしている。魚類の遡上は、水深30センチ、流速などがあるが、河川環境上の項目はクリアしているという評価になるため、大きな変化はなかったとなってしまう。

(保坂委員：水沢地区振興会)

基準値の設定はわかるが、実際の河川環境として、全量放流の際にはどんな環境であるのか知り得ていない。水利権取り消しによる全量放流1年間しかみていない。自然な状態の信濃川は見えていない。シミュレートし比較をしてほしい。

(事務局)

定点写真観測による視覚的な資料提供できる可能性はある。検討させてほしい。

(佐坂委員：JR信濃川発電所業務改善事務所)

試験放流で河川環境調査を行い、国から分析・評価がされている。データを開示することは前向きに行いたい。

(山田委員：信濃川をよみがえらせる会)

日本一大河信濃川としての評価ではなく、日本の川として恥ずかしくないという評価である。十日町市としての誇り・観光として考えたとき、このような評価はさみしい。違った面から見た評価もすべきである。今年120トン放流があるが、市民に十分に周知し、アンケート実施などしてほしい。120トン放流されても半分も放流されていないことも周知することが大事である。40トンと120トンとの差について見てみたいので、少しでも大きな変化があったという項目がほしい。

(佐坂委員：JR信濃川発電所業務改善事務所)

→平成2年に新たな水利権を得て、維持流量7トンで、従来の167トンにプラスして融雪期には150トンという水利権をもらった。167トンが確立したのが昭和20年である。昭和20年から平成2年まではJR東日本㈱からは水だけでは河川環境は変わるはずがないと思っていた。その頃のデータも議論の中で勉強してもらいたいと思っている。昭和20年と今を比較したデータもわかれば議論してほしいと思っている。

(事務局)

信濃川の平均流量は 260 トン程度である。120 トンはほぼ半分に近い値になるイメージである。

(委員長)

調査を行っていることできちんとしたデータが揃う。視覚的・感覚的でどうかとは別の次元である。この流量がどうなのかについては極めて難しい議論になる。相当深い議論にならざるをえない。それぞれ感性が違うため難しい議論になる。議論をよろしく願いたい。

5. その他

《事務局から連絡事項》

- 専門部会の設置に伴う構成団体からの委員選出を 7 月 5 日までに報告をお願いしたい。
- 9 月 12 日から 15 日まで 120 トン放流となる。9 月 15 日（日）は信濃川みんなで川ごったく 2013 を開催予定。JR 東日本株で 9 月 12 日または 13 日にラフティングによる川下り調査を実施予定である。信濃川のあり方検討委員会も同乗してもらいたいため、案内をさせてもらう。

6. 閉 会